

児童養護施設のケア効果の検討

——「Child Behavior Checklist (CBCL) による入所児童の評価と
『新しい社会的養育ビジョン』との比較から——

高原 稔*¹, 高橋 英樹²

要旨: 本論では児童養護施設のケア効果について、主に「新しい社会的養育ビジョン」に挙げられる要因との関連、つまり、児童養護施設でのケアの規模、入所時点での児童の年齢、入所期間、入所施設の変更の有無によって、現在の入所児童の情緒と行動の問題に差が見られるかを検討した。

調査対象は、関東甲信越地域のA県内の全児童養護施設5施設の入所児童164人とし、対象児童を担当する職員から「Child Behavior Checklist (CBCL)」に回答してもらい、その総尺度得点とこれらの要因と関連を検討した。結果、統計的に有意な関連が認められたのは、ケア規模のみであり、その他の要因によるCBCL総尺度得点への影響は確認できなかった。

これらの結果から、児童養護施設におけるケアの効果については、社会的養育ビジョンに示される要因だけでなく、さらに広くほかの要因も含めて検討していく必要性を考察した。

Key Words: 社会的養護, 新しい社会的養育ビジョン, 児童養護施設, ケア効果, Child Behavior Checklist (CBCL)

I. 背景と目的

2016年6月3日公布の改正児童福祉法では、全ての児童は、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、心身の健やかな成長および発達、自立が図られることなどの権利を有する主体として明確に規定された。加えて、国や地方公共団体が保護者とともに、児童の健やかな育成に責任を負うことが明記され、児童を家庭で養育することが困難であるか、または不適切である場合の代替養育における養育環境

についても言及されている。つまり、代替養育では、まず里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）などの「家庭における養育環境と同様の養育環境」で、これが適当でない場合には児童養護施設における地域小規模児童養護施設や小規模グループケアなどの「できる限り良好な家庭的環境」で養育が行われるよう必要な措置を講じるものとされた。

2017年8月にはこの法改正を受けて、厚生労働省は「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」を設置し、「新しい社会的養育ビジョン」（以下、「ビジョン」という）をとりまとめている。これによれば、代替養育は全年齢層の児童で里親委託を推進すること、特に就学前の児童は原則として新規の施設入所を停止し里親委託をすること、施設でのケアが必要な場合は高度専門的な手厚い

2020年10月27日受付／2021年3月26日受理
TAKAHARA Minoru*¹, TAKAHASHI Hideki²

1 新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻（博士後期課程）

2 新潟大学大学院医歯学総合研究科福祉学分野

ケアの集中的提供を前提に、小規模、地域分散化された養育環境を整えること、その場合でも施設への滞在期間は乳幼児では数か月以内、学童期であれば1年以内、特別なケアが必要な学童期以降の児童であっても3年以内を原則とすることなどが示されている。

こうした代替養育における国主体の政策誘導は、国連における「児童の代替的養護に関する指針(2009)」に整合させるものであり、日本だけでなく世界的な潮流ではあるが、日本では、代替養育におけるケアの効果について実証的な研究が不足しているとの指摘がある。例えば、日本財団(2017:47)は海外および国内の社会的養護のアウトカムをレビューするなかで、「日本において、代替的養護の形態に起因する養育環境の違いが子どもの成長後のアウトカムにどの程度影響を及ぼしているか、どのような特性を持つ子どもにどのような社会的養護の形態を提供すべきか、といったことについては、明らかにされていない段階である」と述べている。また、筒井ら(2011:404-5)は里親のケアについて「施設養護とのケア量やその内容の比較といった実証的な研究は、先行研究において示されてきたように、ほとんどない状況にある」と述べ、施設養育においても、その小規模化の文脈で「ケア提供体制別の個別の児童の治癒率への影響や児童の予後への効果に関する数量化されたデータを示した研究は少ない」と述べている。このような状況においては、代替養育に関する前述の法改正やビジョンで示された方向性の体制整備を推進していくことは難しい。

厚生労働省(2019:2)によれば、2018年度末現在、児童養護施設の入所児童数は約2万5千人であり、代替養育を必要とする児童全体4万5千人のうちの半数以上を占めている。また、ビジョンで示されるように里親委託での養育が困難な行動上、精神的心理的問題を抱える被虐待児等の養育を担うことが児童養護施設には期待されており、長期的には里親委託によって「家庭における養育環境と同様の養育環境」が推進されるとしても、児童養護施設が代替養育の中で担う役割は依

然として大きい。そうした児童養護施設はそのケア形態だけでも、規模によって、大舎、中舎、小舎、さらに規模の小さい地域小規模児童養護施設や小規模グループケアがある¹⁾。また、ビジョンでも言及されるように、入所時の児童の年齢、入所期間、施設養育における養育者の頻回な変更などが入所児童のケアの効果に影響するものと考えられている。しかし、こうした児童養護施設のケア効果に関する要因について定量的に扱った研究は僅少であり、すでに述べたとおり実証的にその効果が検討されているとは言い難い現状にある。先行研究をみると、大原(2010:26-31)は児童養護施設10カ所、対象児童128人について直接支援職員に対してChild Behavior Checklist(子どもの行動チェックリスト;以下、CBCLという)²⁾を行い、小舎のほうが大舎に比して、「身体的訴え」「不安・抑うつ」内向尺度および「非行的行動」「攻撃的行動」外向尺度で高得点を示すことを見いだした。一方で、杉山ら(2001:53-62)も児童養護施設6施設、対象児童216人に対しCBCLを用いてその総得点と施設、被虐待経験の有無、入所期間、現年齢、性別などの要因の関係を分析し、施設の要因の影響が大きいことを示した。つまりケア規模が大舎の施設に比して、中舎および小舎の入所児童のほうが行動上適応的であることを示しており、前述の大原とは一致しない結果を示している。また、この研究では、施設への入所期間が長くなるほどCBCL総得点も高くなることや虐待以外の理由により入所した児童の「非行的行動」が増えることを析出しており、児童養護施設のケアのあり方を考えるうえで重要な示唆を与える。ただし、ビジョンが示す措置変更による養育者の変更や入所時点の児童年齢がケア効果に影響を及ぼすのかについての検討はされていない。

こうした先行研究の状況やビジョンの基本的な考え方を踏まえて、本研究では、児童養護施設のケア効果に影響を及ぼす要因として、代替養育に委ねられた理由(被虐待体験の有無)、児童養護施設のケア規模、入所児童の入所時の年齢、入所期間、措置変更の回数(養育者および生活の場の変

更)などの要因の影響も含め、いかなる要因が施設のケア効果と関連があるのか、また、ビジョンに示されるいくつかの前提についての妥当性を実証的に検討することとした。

Ⅱ. 方 法

1. 調査対象と方法

2016年10月1日時点で、関東甲信越地域のA県内全5児童養護施設の入所児童を調査対象とした。対象施設には直接調査について説明をした後、調査票とCBCLを配布し、児童の支援を総括する立場の職員から、調査対象児童の性別、現年齢、被虐待体験の有無、児童の委ねられている施設ケアの規模、入所時点での年齢、入所期間、措置変更の回数³⁾を調査票に記入いただいた。合わせて、個々の入所児童の支援を直接担当する職員からそれぞれCBCLを記入してもらった。CBCLはAchenbachが開発し、井潤ら(2001)によって信頼性および妥当性が確認され、標準化がなされている。このチェックリストのうち、保護者やそれに代わる養育者が回答する、児童の情緒と行動の問題に関する113項目について、子どもの状態を「よく当てはまる」「やや当てはまる」「当てはまらない」の3件法で回答いただいた。これらの項目は9つの症状尺度(「引きこもり」「身体的訴え」「不安・抑うつ」「社会性の問題」「思考の問題」「注意の問題」「非行の行動」「攻撃的行動」「その他の問題」と2つの上位尺度(「内向尺度」「外向尺度」)、総尺度得点を算出できる。本研究では、研究目的に従い、主として2つの上位尺度得点とCBCL総尺度得点を用いて分析した。調査期間は2016年12月から2017年8月までの間に実施した。調査対象者は164人(全数調査)であり、欠損値のある15人を分析から削除し、149人を分析対象とした。なお、分析にはSPSS for Windows26を使用した。

2. 倫理的配慮

調査対象の児童養護施設へは、調査の目的・方

法・結果の送付と公表などを明記した研究計画説明書を調査者が直接説明を行い、施設長から調査協力への同意を得た。なお、説明書には調査の途中であっても調査を辞退できることを記載している。調査対象児童養護施設の入所児童については匿名化し、個人が特定できる情報は得ていない。本研究は、新潟大学歯学部倫理委員会の承認(承認番号28-R19-5-24)のもとに実施した。

Ⅲ. 結 果

1. 調査対象児童の基本情報と状態像

調査対象児童149人のうち、性別は男子87人(58.4%)、女子62人(41.6%)であり、平均年齢は男子12.7歳(標準偏差3.9)、女子13.6歳(標準偏差3.4)であった。入所の理由として児童虐待が認められる児童は108人(72.5%)、認められない児童が41人(27.5%)であった。入所時点での年齢は、便宜的に7歳未満の者を乳幼児、7歳から12歳未満のものを学童児童、それ以降の者と区分した。入所時点で、乳幼児であった者が88人(59.1%)、学童児童が41人(27.5%)、それ以降の者は20人(13.4%)であり、入所期間の平均は65.6か月(標準偏差48.4)であった。入所措置について、現入所措置のみを受けている児童は95人(63.8%)、現入所措置以外の別の措置を1度受けている児童は43人(28.9%)、2度受けている児童は7人(4.7%)、3度受けている児童は4人(2.7%)であった。これらの状況を厚生労働省(2020)による2018年2月1日現在、全国の児童養護施設入所児童の状況と比較すると表1のとおりである。調査対象とした5施設は、全国の状況に比較して、男子がやや多いこと、調査時点での年齢が高めであること、被虐待経験を有するものが多いことがわかるが、入所した時点での年齢、入所期間、入所経路に大きな違いはみられなかった。

次に調査対象児童の情緒と行動の問題の全体像を把握するため、CBCLの内向尺度得点、外向尺度得点、CBCL総尺度得点について、プロフィール表に従い、何らかの支援を必要とする臨床域に

表1 全国の児童養護施設と調査対象施設入所児童の基本情報の比較

基本情報の項目	全国の児童養護施設入所児童	本研究の調査対象児童
性別	男子52.5% 女子46.9%	男子58.4% 女子41.6%
現在年齢	11.5歳	12.7歳
被虐待経験の有無	経験あり65.6%	経験あり72.5%
入所時の年齢	7歳未満57.3% 7歳から12歳未満25.4% 12歳以上15.8%	7歳未満59.1% 7歳から12歳未満27.5% 12歳以上13.4%
入所期間	62.4か月	65.6か月
入所経路（家庭から）	62.1%	63.8%

表2 CBCL総尺度得点のT得点における年齢別および男女別の臨床域児童数

T得点 分布	児童年齢別			男女別		計①
	4～6歳	7～12歳	13～15歳	男子	女子	
臨床域	3	22	23	38	10	48
境界域	4	9	5	9	9	18
正常域	5	22	19	21	25	46
計②	12	53	47	68	44	112

※T得点が59点以下を正常域、60から63点を境界域、64点以上を臨床域とする。

※「計②」欄の総計112人は児童年齢別、男女別の合計を示す。

該当する児童を特定した。井潤(2001)のCBCL4-18標準化サンプルは4歳から15歳を対象としていることから、本研究においても全対象児童149人のうち、この年齢に該当する112人を分析対象とした。

まず、内向尺度では37人(33.0%)が臨床域に相当するのに対して、外向尺度では60人(53.6%)と多く、調査対象児童は「非行的行動」「攻撃的行動」の下位尺度から構成される外向性の情緒と行動の問題を抱えやすいことがわかった。次に、CBCL総尺度得点の臨床域、境界域、正常域児童数を年齢、性別ごとまとめたものを表2に示す。

総尺度得点において臨床域となる児童は112人のうち48人(42.9%)であり、男女を比較すると男子は38人(男子全体の55.9%)が臨床域であり、女子の10人(女子全体の22.7%)に比して多かった。年齢別にみると、就学前年齢4～6歳、小学生年齢7～12歳、中学生年齢13～15歳はそれぞれ調査対象児童全体の112人に対して、12人(10.7%)、

53人(47.3%)、47人(42.0%)を占めており、臨床域児童48人をみると、同順で3人(6.3%)、22(45.8%)、23人(47.9%)であった。小学生年齢と中学生年齢ともに調査対象児童数に相応して、概ね同程度の児童が臨床域に該当することがわかった。

性差および年齢によって、CBCL総尺度得点の平均点に統計的に有意差があるかどうか確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ、女子よりも男子のほうが有意に高かった($t(147) = 3.67, p < .001$)。年齢別では小学生以下年齢の児童数が少ないため小学生年齢以下の児童と中学生年齢以降の児童に分けて、CBCL総尺度得点の平均点に統計的に有意差があるかどうか確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行ったところ有意差はみられなかった($t(147) = 1.47, p > .145$)。

2. 入所児童のケア効果に関連する要因とCBCL総尺度得点の関係

入所児童の入所理由として被虐待体験の有無によって、CBCL総尺度得点の平均点に統計的に有意差があるかどうか確かめるために、有意水準5%で両側検定の t 検定を行ったところ有意差はみられなかった ($t(147) = -1.20, p = .231, n.s.$).

ケアの規模を効果的であるとされる小規模ケアとそれ以外で、CBCL総尺度得点の平均点に統計的に有意差があるかどうか確かめるため、有意水準5%で両側検定の t 検定を行ったところ有意差があり ($t(147) = -2.44, p < .05$), ケアの規模が小さいほうが、大きいほうに比べて有意にCBCL総尺度得点が低くなっていることがわかった。

児童の入所時年齢と入所期間のCBCL総尺度得点への影響を見るため、2要因の分散分析を行った。なお、入所時年齢はビジョンの区分に従い、就学前(7歳未満)、学童期(7歳から12歳まで)、それ以降(12歳以上)の3区分を、入所期間は調査対象児童149人を均等に3分するように、入所期間37か月未満、37か月以上84か月未満、84か月以上で群分けを行った。結果、入所時年齢と入所期間の有意な交互作用、主効果はみられなかった ($F(3, 141) = 0.84, p > .05$).

措置変更の有無によって、CBCL総尺度得点の平均点に統計的に有意差があるかどうか確かめるために、有意水準5%で両側検定の t 検定を行ったところ有意差はみられなかった ($t(147) = 1.26, p = .211, n.s.$).

杉山(2001:57-8)によれば、どの施設に入所措置されているかという要因がCBCL総得点で示される児童の状態像に大きく影響することが見だされているため、施設ごとのCBCL総尺度得点に有意な差がみられるかどうか分散分析を行ったところ、統計的に有意な差がみられた ($F(4, 144) = 5.81, p \geq .01$). 多重比較の結果(TukeyのHSD法)、E施設 ($M = 17.33, SD = 21.09$) がA施設 ($M = 34.88, SD = 25.07$), B施設 ($M = 34.79, SD = 23.27$), C施設 ($M = 33.79, SD = 21.86$) に比して有意に低かった。

IV. 考 察

1. 臨床域に達する児童

これまでに示した分析結果について、本研究と同様にCBCLを用いた先行研究の結果などを対照しながら、以下で考察していく。

まず、児童養護施設入所児童の抱える情緒と行動の問題はどのような水準にあるのかを検討する。本研究では、CBCLの2つの上位尺度(内向尺度と外向尺度)と総尺度において、プロフィール表に基づき臨床域とされる、T得点64点(累積度数90%)以上に達する児童は、T得点換算が可能な112人のうち内向尺度で37人(33.0%), 外向尺度で60人(53.6%), 総尺度で48人(42.9%)という結果であった。本研究と同様なサンプルを用いた先行研究をみると、杉山ら(2001:55)では累積度数95%を越えるものを陽性者とし、調査対象216人のうち同尺度順で18.5%, 39.3%, 33.3%となっている。坪井(2005:115)では累積度数85%から90%の境界域児童も臨床域群としているが、対象児童142人のうち同尺度順で25.4%, 37.3%, 36.6%と報告されている⁴⁾。石(2006:3)は本研究と同様の基準で臨床域とし、調査対象39人のうち同尺度順で18.0%, 46.2%, 38.5%がこれに該当したとしている。これらの結果を考慮すると、本研究で示された臨床域率(対象児童数に占める臨床域に達する児童の割合)も先行研究と同様に標準化サンプルに比して高い。CBCLにおけるプロフィール表に基づく臨床域の基準はT得点64点(累積度数分布の90%)以上であり、標準化サンプルでは10人に1人しかこの基準を満たさない。ところが、児童養護施設入所児童では、複数の先行研究において総尺度得点で10人に3人以上が、本研究でも10人に4人以上がこの基準を満たす。この結果は、児童養護施設入所児童の多くが、情緒と行動の問題を抱えていることを端的に示しているといえるだろう。

2. 性差と年齢差

つぎに、性や年齢によって情緒と行動の問題に

差異が生ずるかを検討する。本研究では、総尺度得点、外向尺度得点で男子が女子よりも高く、内向尺度得点では差がみられなかった。一方、対象に一般児童と臨床事例（医療・相談機関での事例）を含んだ井潤（2001：248）では、外向尺度で男子が女子より高得点であり、内向尺度で女子が男子より高得点であった。児童養護施設入所児童を対象とした坪井（2005：112）では、内向尺度で女子が男子より高得点であったが、外向尺度には差がなかった。このように、性差については一貫した傾向は見いだせなかった。年齢差について、本研究では小学生年齢までの児童と中学生年齢以降の児童を比較したものの、有意差はみられなかった。先行研究を確認すると、井潤（2001：248）では総尺度得点で4～11歳の児童が12～15歳の児童よりも高い値を示し、坪井（2005：112）では年齢の主効果はみられていないとしている。以上のように、CBCLの内向尺度、外向尺度、総尺度得点について、性差や年齢差は研究ごとに析出される結果にばらつきがあり、明確な一貫性はみられない。

3. ケア効果に関連する要因

1) 被虐待体験

被虐待体験の有無は、児童養護施設入所児童の情緒と行動の問題にどの程度影響するのだろうか。先行研究をみると、坪井（2005：114）では総尺度得点で被虐待体験のある児童養護施設入所児童が統計的に有意に高い得点を示すとの結果を得ているが、杉山（2001：55）では総尺度得点で95パーセント以上の高得点を示す陽性児童数について被虐待体験の有無による差はないとしている。本研究でも、被虐待体験の有無によって、CBCL総尺度得点に差はみられていない。これらの結果を踏まえると、児童養護施設入所児童のなかで被虐待体験のある児童がそうでない児童に比して、一概に情緒と行動の問題を抱えやすいとすることはできない。一方、杉山（2001：58）が指摘するように「施設入所がなされているのである以上、何らかの家庭での養育の問題は存在するこ

とは疑いなく広義のネグレクトである」と考えれば、明確な被虐待体験が確認されていなくても入所前の家庭環境上の何らかの問題が児童の状態像に影響している可能性がある。伊藤（2010：91-3）は、施設生活に満足していても多くの子どもが出身家庭に帰りたいという葛藤を持ち続けており、「『入所前の不安』と『自分の養育（家庭）環境に関する自分なりの理解』とを子どもが自身のなかで統合させたいという葛藤を評価している」と指摘する。さらに、親との離別体験が児童養護施設入所児童に不安と怒りに起因する不適応を生じさせるという西澤ら（1999：34-5）の指摘を踏まえると、児童自身が原家族からの分離をどのように受けとめているか、家族再統合の可能性をどのように認識しているのかなど、児童とその家族との関係性に関する個別要因が児童養護施設入所児童の情緒と行動に影響する可能性があり、被虐待体験の有無のみによって理解することは困難であるといえるだろう。

2) 小規模化、入所期間の限定化、養育者の継続性・一貫性

ビジョンでは、ケアニーズが高い児童に対する施設ケアについて、「高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする」としている。この提言のエッセンスは、小規模化、地域分散化、入所期間の限定化の3点に集約できる。加えて、「できる限り良好な家庭的環境」の要件として、「養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫しており、養育者の頻回な変更がおこなわれないこと」が提言されており、養育者の継続性・一貫性が求められている。

本研究では、ケア規模や入所期間などの要因によって児童の情緒と行動の問題に差があるのかを検討したが、統計的に有意差がみられたのは小規模化に関わる「ケア規模」のみであり、児童集団の規模を8人以下とする小規模ケアがなされてい

る場合には、CBCL総尺度得点が有意に低く抑えられていた。この点については、杉山ら(2001:60)も大舎よりも中舎、小舎のほうが比較的適応が良いと指摘しているものの、坪井(2005:112)では大舎と中舎で比較した結果に差がみられず、CBCLの質問項目を縮減した調査を行った大原(2010:28)では、逆に小舎のほうが大舎、中舎と比較して有意に高いとする結果を報告している。このような結果を総合すると、小規模ケアは他形態に比べケア効果が優位にある可能性は高いものの、調査ごとにばらつきがあるため断定はできない。また、本研究も含め先行研究に共通しているのは、ケア形態によってケア効果に差があるというよりも、情緒と行動の問題の多寡によって、入所する児童養護施設のケア規模が選定されている可能性があるということだ。みずほ情報総研(2017:141-2)では、児童養護施設の小規模化に関する調査結果で、小規模化の意義として「子どもと職員の関係性の親密化や日常生活体験の増加などを通してより家庭に近い養育の実施につながっており、さまざまな点で子どもに良い影響を与えている」とした評価がある一方で、「課題の大きい子どもがいる集団では、他の子どもへの影響が大きくなった」「課題の大きい子どもへの支援体制が十分確保できない」との意見が調査対象施設の6~7割から寄せられていると報告している。小規模化のメリットは認識しつつも、情緒と行動の問題を抱える児童では小規模ケアへの受入れが難しかったり、施設によっては逆にそうした児童の小規模ケアを優先するなど、児童集団の編成にかかる運営方針の施設間の差異が調査結果に影響している可能性がある。

「入所期間の限定化」に関して、本研究では入所時年齢や入所期間による比較検討を行ったが、これらと児童の情緒と行動の問題との関係に統計的な有意差はみられていない。他方、杉山ら(2001:60)は、入所期間の長短が児童に及ぼす影響について、入所1年後以内は正の影響を与え2年目以降は負の影響を与えると指摘し、ビジョンで示される入所期間の限定という要件に整合的な

見解を示している。なお、ビジョンを案出した厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」議事録(2016)で入所期間の限定化に関連する議事を検索すると、福岡市児童相談所による施設入退所調査結果(福岡市こども総合相談センター 2016:39)と伊藤による児童養護施設退所児童の調査結果(伊藤 2016:23)を根拠に、「3,4年ぐらいで家庭復帰の可能性が低くなっていくわけですから、どこかの時点で里親養育に移行していくということが必要」との発言が確認できる。この発言が示唆するのは、施設ケアの対象を「虐待やネグレクトなど不適切な養育に起因する行動上の問題や心理的問題が深刻な状態であり、養子縁組家庭や里親家庭といった個人的な家庭環境ではそうした行動上の問題や精神症状等に対処することができず、そのために子どもが家庭生活を営むことが不可能もしくは極めて困難な場合や、子どもの年齢が高く、子ども自身が家庭生活に拒否感をもっている場合」(ビジョン2017:30)に限定することを前提に、目的を「子どもの問題の改善」とし、「最大3年程度を目処に、家庭養育の移行」を図るための過渡的な存在として施設ケアを再定義しようとする意図である。入所期間の長期化あるいは施設ケアそれ自体が児童に負の影響をもたらすことは、第二次大戦前後のホスピタリズム研究やその後の児童精神医学などの研究などから一貫して「真」とされる命題であるが、少なくとも本研究ではそれを実証することはできなかった。

「養育者の継続性・一貫性」に関して、本研究では代替養育の場の変更(措置変更の回数)と児童の現在の情緒と行動の問題との関連を検討したが、有意差はみられていない。これについて杉山(2001:60)は、固定的な三交代勤務よりも入所児童の生活時間に対応した勤務形態である断続勤務が児童の情緒と行動に良い影響を及ぼす可能性を示唆している。また、NPO法人ブリッジフォースマイル(2013:5)によれば、そもそも児童養護施設の職員の離職率には施設ごとに差があり⁵⁾、離職までの期間も49%が3年以内という短期間であ

ると報告している。こうしたことから、養育者の継続性・一貫性に関係する要因は多様であり、措置変更やその頻度のみからとらえるものではないと考えられる。

以上のように、本研究では、ビジョンで示される「ケアの小規模化」、「入所期間の限定化」、「養育者の継続性・一貫性」に関連する要因について、調査データの分析結果と対照しながら検討したが、先行研究の結果を踏まえると必ずしも安定した結果は得られていないため、これらに関連した別の要因も視野に入れて検討していく必要がある。結論として、ビジョンに示される要因は、そのみによって、直接、入所児童の情緒と行動の問題に関連しているとは断定できず、その意味において児童養護施設のケア効果を説明しえないか、もしくは説明しうる程度が小さいと考える。また、施設によって差が生ずるとする「施設の要因」については、分析結果から児童の情緒と行動の問題との関連が示唆されており、杉山ら(2001: 57-8)の研究結果からも指摘される要因でもある。しかしながら、ケア効果の差を施設固有の要因に帰結させる議論は、施設ケア総体の課題を特定の施設の問題に矮小化する危険性を孕んでいる。そうした議論に陥らないためには、施設ごとのケア効果の差が何によって生じており、いかにしてその差を解消しうるのかという視点から検討する必要があると考える。このように、児童養護施設のケア効果については、ビジョンに示される要因、または、「施設の要因」から直線的に論じることは適当とはいえず、さらに精査していく必要があるだろう。具体的には、これまでに述べた以外にも、入所児童の情緒と行動の問題に影響する可能性のある要因がいくつかの調査研究で指摘されている。例えば、渡辺ら(1995: 385-86)は施設退所者へのインタビュー調査から、入所児童の生活の質やその後の人生への影響において、施設規模や形態よりも、入所児童であることの被差別感やスティグマを負うことなく生活できる施設と地域社会の関係の重要性に言及している。山口(2013: 87-8)は児童養護施設入所児童のケア

効果に大きく影響すると思われる暴力の問題を、それぞれの児童集団の仲間文化や児童集団の連帯の視点から説明している。また、Goodman(2006: 113-4)は、さらに大きな視点から、都道府県ごとでみると人口に占める社会的養護を受ける児童の比率に大きな地域間格差があることを指摘した。児童養護施設の資源量(定員)が必要かつ十分である自治体とそうでない自治体とに差があれば、入所する児童の家庭環境上の問題やそこで児童が被る悪影響への評価が自治体によって異なる可能性もあり、結果的に入所措置される児童に質的な差がある可能性がある。入所する児童に質的な差があるとすれば、ひいては児童養護施設のケア効果にも影響する。日本の代替養育システムは児童福祉法などの法律プログラムによって標準が定められる一方、その構成要素である児童養護施設などのケア資源や児童相談所に代表されるソーシャルワーク機関は、都道府県(政令市)のコントロール下で稼働するように制度設計されている。具体的には、児童養護施設など児童福祉施設の設置(認可)や入所定員の設定をはじめとして、里親登録と児童の委託に関する全ての事務、児童相談所や一時保護所の設置とその運営、さらに管内市区町村に対する行政の方向性の示唆や必要な財源の充実に至るまで、代替養育システムは都道府県(政令市)行政にコントロールされる。それにより、外形は似通っていても、代替養育システムの実態は必然的に都道府県(政令市)間で異なっている。被虐待児支援で例示すると、家族維持・家族再統合支援体制の有無、原家族からの分離権限の行使基準、一時保護・施設・里親などのケア資源の量と質、ソーシャルワーク機関の専門的力量など都道府県(政令市)間には多岐にわたる変数があり、結果的に偏差の大きいシステムを現前させている。この文脈において、ビジョンで示された諸要件のみにそって各自治体の代替養育システムを誘導していくことは必ずしも妥当とは言いがたく、むしろ、入所児童のケア効果に影響を及ぼす要因を実証的に整理し、それぞれの都道府県(政令市)や児童養護施設が独自に現状を

分析し、優先順位をつけて着実に改善していく自律的なあり方を構築していくべきではないかと考えられるのである。

V. 課 題

本研究の課題は少なくとも二つ挙げられる。第1にケア効果に言及するうえで、横断的調査だけでは不十分である。同一児童の変化を追跡し、そもそも児童養護施設のケア自体が有効であるのか否か、あるいは、いかなる児童がいかなるケアをどの程度受けることが効果的なかを明らかにするため縦断的調査で検討されるべきであろう。第2にすでに述べたとおりケア効果に影響を及ぼす要因をさらに広く測定し、いかなる要因がどの程度の効果をもつのかについて検討する必要がある。それをもとに児童養護施設では自身の施設を点検し、優先順位をつけ施設ケアの向上につなげることも考えられるだろう。

謝辞 本研究にご協力いただきました児童養護施設の皆様にお礼申し上げます。

注

- 1) 厚生労働省 (2019) 「社会的養育の推進に向けて」では、1養育単位当たり20人以上を大舎、13~19人を中舎、12人以下を小舎、6~8人を小規模グループケアとしている。
- 2) Achenbach TMらによって開発された子どもの情緒と行動の問題を包括的に評価するチェックリストであり、4~18歳の子どもについて親またはそれに準ずる養育者が記入する調査票、11~18歳の子どもが自ら記入する調査票 (YSR; Youth Self-Report Form) と教師が記入する調査票 (TRF; Teacher's Report Form) で構成される。親または準ずる養育者の調査票には、記述式の社会的能力尺度と3件法・113項目で構成される問題行動尺度がある。
- 3) 措置変更の回数には、施設入所措置だけでなく、里親委託措置の変更を含む。
- 4) 杉山ら (2001)、坪井 (2005) の臨床域率は、各々文中で示される臨床域 (陽性群) の児童数を調査対象

児童数で除して算出している。

- 5) 同調査によると、調査対象である138施設のうち、2011年度の1年の離職率が10%未満であった施設は61施設 (44%)、10から20%未満であった施設は43施設 (31%)、20%以上であった施設は34 (25%)であった。

文 献

- 福岡市こども総合相談センター (2016) 『事業概要平成28年度版』
- Goodman, R. (2000) *Children of Japanese State: The Changing Role of Child Protection Institutions in Contemporary Japan*, Oxford University Press. (=2006, 津崎哲雄訳『日本の児童養護——児童養護学への招待』明石出版.)
- 石暁 玲 (2006) 「児童養護施設における子どもの情緒的・行動的問題アセスメント——被虐待児を中心とした治療的対応を巡って」『臨床教育心理学研究』32(1), 1-8.
- 井澗知美・上林靖子・中田洋二郎・ほか (2001) 「Child Behavior Checklist/4-18日本語版の開発」『小児の精神と神経』41(4), 243-52.
- 伊藤嘉余子 (2010) 「児童養護施設入所児童が語る施設生活——インタビュー調査からの分析」『社会福祉学』50(4), 82-95.
- 伊藤嘉余子 (2016) 「児童養護施設におけるアフターケアの課題——退所理由に焦点をあてて」『社会問題研究』65, 17-30.
- 国連総会採択決議 (2009) 「児童の代替的養護に関する指針 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課仮訳)」
- 厚生労働省 (2016) 「第7回新たな社会的養育の在り方に関する検討会議事録」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000150368.html>, 2020.10.12).
- 厚生労働省 (2017) 「新しい社会的養育ビジョン」
- 厚生労働省 (2019) 「社会的養育の推進に向けて」
- 厚生労働省 (2020) 「児童養護施設等調査の概要」
- みずほ情報総研株式会社 (2017) 「児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html, 2020.6.27).
- 日本財団 (2017) 『社会的養育のアウトカムに関する系統的レビュー報告書』
- 認定NPO法人ブリッジフォースマイル調査チーム (2013) 「全国児童養護施設調査2012施設運営に関する調査」

- (https://www.b4s.jp/b4s/book_and_report/2020.6.12).
- 西澤 哲・中島健一・三浦恭子 (1999)「養護施設に入所中の子どものトラウマに関する研究——虐待体験とTSCCによるトラウマ反応の測定」日本社会事業大学社会事業研究所.
- 大原天青 (2010)「児童養護施設の施設形態に関する実証的分析」『厚生指標』57(10), 26-31.
- 杉山登志郎・中村素子 (2001)「発達の視点からみた子どもの虐待の後年への影響とその治療——被虐待児の年齢による症状の違いと治療的対応をめぐって」『安田生命事業団研究助成論文』37, 53-62.
- 坪井裕子 (2005)「Child Behavior Checklist/4-18 (CBCL)による被虐待児の行動と情緒の特徴——児童養護施設における調査の検討」『教育心理学研究』53, 110-21.
- 筒井孝子・大冢賀政昭 (2011)「社会的養護体制の再編にむけた研究の現状と課題——社会的養護関連施設入所児童の変化, これに伴うケア提供体制の再構築のための研究の在り方」『保健医療科学』60(5), 401-10.
- 山口季音 (2013)「児童養護施設の児童集団における暴力と仲間文化——施設でのフィールドワークから」『子ども社会研究』19, 77-89.
- 渡辺利子・菊池義昭 (1995)「養護施設におけるグループホームの生活体験が児童の生活史にもたらしたもの——体験者のインタビューを通して」『共栄学園短期大学研究紀要』11, 373-88.

An Examination of the Effect of the Care provided in Foster Homes:

A Comparison between the Assessments of the children
in Foster Homes Utilizing the Child Behavior Checklist (CBCL)
and the “New Vision for Alternative Care and
the Role of Society in Child Well-being”

Minoru TAKAHARA, Hideki TAKAHASHI

In this study, the effect of the care provided in foster homes was primarily examined in the context of the “New vision for alternative care and the role of society in child well-being.” Namely, the differences in the emotional and behavioral problems that children showed in these institutions were considered in terms of several factors, including the scale of the care unit, the age at which the child entered the unit, the duration of the care, and the changes of the institutions wherein they were cared for. The subjects of this study were 164 children, cared for in 5 foster homes in a prefecture of the Kanto-Koshinetsu region. The care workers in charge of them completed a Child Behavior Checklist (CBCL). Then the relationship between the CBCL total scale score and the abovementioned factors were examined. A statistically significant relationship was found only for the scale of the care unit, but the influence of other factors on the CBCL total standard score could not be confirmed.

From these results, we considered that the effect of the care in the foster homes must be examined, including other factors besides the factors stated in the “New vision for alternative care and the role of society in child well-being.”

Key Words : Alternative care, “New vision for alternative care and the role of society in child well-being”, Foster care, Effect of the care, Child Behavior Checklist (CBCL)